

**「本郷ふふ」
訪問介護・介護予防訪問介護事業所**

契約書・重要事項説明書

株式会社ケアサポート jijji

訪問介護・介護予防訪問介護事業所契約書

様（以下、「利用者」といいます）と、株式会社 ケアサポート jijj
（以下、「事業者」といいます）は、事業者が開設する「本郷ふふ 訪問介護事業所」が利用者に対して行う訪問介護（介護予防訪問介護）について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護（介護予防訪問介護）を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（訪問介護計画・介護予防訪問介護計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「訪問介護計画」「介護予防訪問介護計画」を作成します。事業者はこの「訪問介護計画」「介護予防訪問介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

第4条（訪問介護（介護予防訪問介護）の内容）

- 1 利用者が提供を受ける訪問介護（介護予防訪問介護）の内容は訪問介護計画書（介護予防訪問介護計画書）に基づきます。事業者は、その内容について、利用者及びその家族に説明します。
- 2 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、訪問介護計画（介護予防訪問介護計画）に沿って訪問介護計画書（介護予防訪問介護計画書）に定めた内容の訪問介護（介護予防訪問介護）サービスを提供します。
- 3 第2項のサービス従業者は、介護福祉士又は訪問介護員養成研修1～2級過程を修了した者です。
- 4 訪問介護計画（介護予防訪問介護計画）が利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容又は介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の訪問介護計画書（介護予防訪問介護計画書）を作成し、それをもって訪問介護（介護予防訪問介護）の内容とします。

第5条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、訪問介護（介護予防訪問介護）の実施ごとに、サービスの内容等をこの契約書と同時に交付する書式の記録票に記入し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。
- 2 事業者は、サービス提供記録を付けることとし、この契約の終了後5年間保管します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

第6条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として訪問介護計画書（介護予防訪問介護計画書）に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月20日頃までに利用者へ発送します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月27日に指定口座より引き落とされます。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。
- 5 利用者は、居宅においてサービス従業者がサービスを実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。
- 6 介護保険の適用を受けないサービスは、全額自己負担になります。

第7条（サービスの中止及びキャンセル料）

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供の24時間前までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者がサービス実施日の24時間前までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は利用者に対して介護保険法に定める計算方法により、料金の全部又は一部を請求することができます。（キャンセル料）この場合の料金は第6条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。

第8条（料金の変更）

- 1 事業者は、利用者に対して、一ヶ月前までに文書で通知することにより利用単位ごとの料金の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく料金表を作成し、お互い取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第9条（契約の終了）

- 1 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間を置いて文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月前の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ②事業者が守秘義務に反した場合
 - ③事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ①利用者のサービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払われない場合
 - ②利用者又はその家族が事業者やサービス従業者に対して本契約書を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ①利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ②利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ③利用者が死亡した場合

第10条（秘密保持）

- 1 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第11条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第12条（緊急時の対応）

事業者は、現に訪問介護（介護予防訪問介護）の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡を取る等必要な措置を

講じます。

第13条（身分証携行義務）

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第14条（連携）

- 1 事業者は、訪問介護（介護予防訪問介護）の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、この訪問介護計画書（介護予防訪問介護計画書）の写しを介護支援専門員に速やかに送付します。
- 3 事業者は、この訪問介護計画書（介護予防訪問介護計画書）の内容が変更された場合又は本契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に送付します。なお、第9条第2項又は4項に基づいて解約通知する際は、事前に介護支援専門員に連絡します。

第15条（苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問介護（介護予防訪問介護）に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

第16条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

第17条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

「本郷ふふ」

指定訪問介護・指定介護予防訪問介護事業所 重要事項説明書

当事業所は利用者に対して、指定訪問介護・指定介護予防訪問介護事業サービスを提供します。
当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおりご説明します。

1 サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社ケアサポート jiji
代表者氏名	代表取締役 太田 弥生
所在地	岐阜県美濃加茂市本郷町4丁目9番15号
電話番号	0574-23-0075
設立年月日	平成24年5月14日

2 サービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	本郷ふふ 訪問介護事業所
岐阜県指定事業所番号	訪問介護事業 介護予防訪問介護 2171200641
指定年月日	平成30年12月1日
事業所所在地	岐阜県美濃加茂市本郷町4丁目8番26号
連絡先	電話：0574-66-2501 FAX：0574-66-2502
通常の事業の実施地域	美濃加茂市、可児市、川辺町、坂祝町、富加町、八百津町、御嵩町

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	株式会社ケアサポート jiji が開設する本郷ふふ 訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護（指定介護予防訪問介護）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定訪問介護（指定介護予防訪問介護）を提供することを趣旨とする。
-------	--

運 営 方 針	<p>①事業所は、利用者の心身の状況等を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとしします。</p> <p>②指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、指定訪問介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。</p> <p>③関係市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。</p>
---------	---

(3) 営業日・営業時間及びサービス提供可能な日と時間帯

営業日 及び 営業時間	<p>月曜日から金曜日までとする。</p> <p>ただし、祝日及び12月30日から1月3日までを除く。</p> <p>午前8時00分から午後5時00分</p>
サービス提供日 及び サービス提供時間	<p>月曜日から日曜日までとする。</p> <p>24時間対応が可能な体制とする</p>

(4) 事業所の職員体制

職 種	職 務 内 容	人 員 数
管 理 者	<p>管理者は、事業者の職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行います</p>	常勤職員 1名
サ ー ビ ス 提 供 責 任 者	<p>①利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画、予防訪問介護計画（以下「訪問介護計画等」という。）を作成し、利用者及びそのご家族にその内容を説明し、その計画を交付します。</p> <p>②訪問介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて変更を行います。また、やむ得ない場合は、サービス提供を行います。</p> <p>③利用の申し込みに係る調整や従業者に対する技術指導等を行います。</p>	常勤兼務 職員 1名
従 業 者	<p>①訪問介護計画等に基づきサービスを提供します。</p> <p>②サービス提供後、サービスの提供日、内容、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。</p>	常勤職員 6人 非常勤職員 8人

3 サービスの主たる対象者について

訪問介護 予防訪問介護	人体介護・生活援助・乗降介助
----------------	----------------

4 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
訪問介護計画等の作成		利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問介護計画を作成し・必要に応じて見直しを行います。
身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
	入浴介助・清拭	衣服着脱、入浴の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	その他	褥瘡（床ずれ）防止のための体位変換や洗顔、歯磨き等の日常生活を営むために必要な身体介護を行います。
生活援助	調理	利用者の食事の用意を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	その他	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。 預貯金の引き出し、預け入れは行いません。
その他生活等に関する相談や助言をいたします。		

(2) 従業者の禁止行為

従業者はサービス提供にあたって次の行為は行いません。

- ①医療行為
- ②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④利用者の同居家族に対するサービス
利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除、草取り、植物の水やり等。
- ⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（大掃除、庭掃除など）
- ⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除く）
- ⑧利用者又は家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

(3) サービスの料金と利用者負担額について

介護給付によるサービスを提供した際は、事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち利用者負担分（サービス利用料金全体の1割、2割又3割を上限）を事業者にお支

払いいただきます。

サービスの種類時間等		利用料	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)	
身体介護	20分未満	1,630円	163円	326円	589円	
	20分以上30分未満	2,440円	244円	488円	732円	
	30分以上1時間未満	3,870円	387円	792円	1,188円	
	1時間以上1時間半未満	5,790円	579円	774円	1,161円	
	1時間30分以上は5,670円に30分増すごとに820円加算					
	1時間30分以上2時間未満	6,610円	661円	1,322円	1,983円	
生活支援	20分以上45分未満	1,790円	179円	358円	537円	
	45分以上	2,200円	220円	440円	660円	
加算関係	介護職員 処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 22.4%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割	
	特定事業所加算Ⅱ	所定単位数の 10.0%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割	

◆新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の居宅介護等を行った場合、または従業者に同行した場合に加算されます。

内容	利用料	利用者負担額	
初回加算	2,000円	200円	1月あたり

◆居宅介護計画等に位置付けられていない居宅介護を利用者又はその家族等からの要請を受けてから24時間以内に行った場合に加算されます。

内容	利用料	利用者負担額	
緊急時訪問介護加算	1,000円	100円	1回につき (1月2回まで)

◆サービス提供の時間帯により料金が加算されます。

提供時間帯名	早朝	夜間	深夜
時間帯	午前6時～午前8時	午後6時～午後10時	午後10時～午前6時
加算	25%増し	25%増し	50%増し

※サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画等に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画等の見直しを行います。

※やむを得ない事情で、かつ利用者の同意のもと、従業者2人で訪問した場合の費用は2人分と

なり、利用者負担額も2倍になります。

※介護給付費等について事業者が代理受領を行わない（利用者が償還払いを希望する）場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給（利用者負担額を除く）を申請してください。

(4) その他

交通費	通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関を利用した場合は、その実費を請求させていただきます。
・サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用 ・家事援助に係る買い物等で利用者宅から目的地までの公共交通機関を利用した場合の交通費	利用者の別途負担となります。

5 利用料の請求および支払方法について

利用者負担額およびその他の費用について、サービスを利用した月の翌日 20 日頃までに請求書を発行し、請求月の 27 日に、指定口座から引き落としをさせていただきます。

なお翌月のご請求書の送付時に、領収書発行し同封いたします。

6 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、介護保険証、利用者負担上限額を確認させていただきます。介護保険証の住所、介護保険限度額などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 訪問介護計画等の変更等

訪問介護計画等は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

また、サービス利用の変更・追加は、従業員の稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示する等必要な調整をいたします。

7 身体拘束・虐待の防止について

1 事業所は、原則として身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わない。ただし、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。行動を制限する場合は、身体拘束廃止マニュアルに基づき、利用者、利用者の家族等に十分な説明を行い同意を得るとともに、その態様及び期間、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由及び経過について記録する。

2 当事業所は、虐待防止マニュアルに基づき、従業員への教育を徹底するとともに、いかなる場合においても利用者に対する虐待行為は行わない。

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	渡邊 知里
-------------	-------

(2) 成年後見人制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

(5) 事業所は、利用者の人権擁護・虐待防止等において必要な措置を講じます。

(6) 事業所は、人権擁護・虐待等の防止に取り組み、虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、担当の地域包括支援センターや関係機関との連携を図り速やかに対応します。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者および従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族の秘密を正当な理由もなく、第三者に漏らしません。

事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者と雇用契約を締結します。

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

(1) 利用者のかかりつけ医療機関

医療機関名		診療科	
所在地			
主治医		電話番号	

(2) 緊急連絡先

連絡先①	氏名 :	続柄
	所在地 :	
	電話番号 :	
連絡先②	氏名 :	続柄
	所在地 :	
	電話番号 :	

(3) 事業所の協力医療機関

医療機関名	医療法人正翔会 ながお在宅クリニック可児	診療科	内科
所在地	可児市長坂8丁目198番地2		
代表者	理事長 長尾 強志	電話番号	0574-69-0015

医療機関名	医療法人 ころこ	診療科	内科、循環器、消化器、乳腺外科等
所在地	岐阜県美濃加茂市西町5丁目337の1		
代表者	理事長 益田 雄一郎	電話番号	0574-28-5310

医療機関名	TKG 東海関東グループ 元気クリニック中濃	診療科	内科、整形外科
所在地	岐阜県美濃加茂市太田町字立石 2481-1 NSビル4階		
代表者	院長 宗宮 雄己	電話番号	050-5805-3179

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する居宅介護等の提供により事故が発生した場合は、県、市町村および利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況および事故に際して取った処遇について記録します。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

- (1) 損害保険会社名 **あいおいニッセイ同和損保**
- (2) 損害保険の種類 賠償保険

緊急時連絡網 別紙A、別紙B参照

11 サービス内容に関する苦情相談窓口

(1) 当事業所の苦情・要望の受付窓口

受付窓口	窓口担当者	渡邊 知里
	苦情解決責任者	渡邊 知里
	受付日	月曜日から金曜日 ただし、国民の主日、年末年始までを除く。
	受付時間	午前9時から午後5時
	電話番号	0574-66-2501
	FAX番号	0574-66-2502

(2) 行政機関その他苦情受付機関

本事業所では解決できない苦情や虐待の相談は、行政機関に設置された苦情相談窓口に申し立てることができます。

美濃加茂市介護保険課	所在地	美濃加茂市太田町 3431-1
	受付日	月曜日から金曜日
	受付時間	午前9時から午後5時
	電話番号	0574-28-1105
	FAX番号	0574-27-7960

岐阜県国民健康保険団体 連合会／国保連合会介護 保険苦情相談窓口	受 付 日 受 付 時 間 電 話 番 号	月曜日から金曜日 午前9時から午後5時 058-275-9826
岐阜県庁健康福祉部 高齢福祉課	電 話 番 号	058-272-8293

12 感染症の予防及びまん延防止について

事業所は感染症の予防及びまん延防止のための従業員に対する研修及び訓練の実施、指針を整備します。

- ・ 感染症の発生及び蔓延防止を啓発・普及するための研修や訓練の実施を定期的に行い、研修を通じて、感染症対策の向上や知識や技術の向上に努める。
- ・ 感染症の発生及び蔓延防止のための指針を定める。
- ・ 感染症の発生及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底する。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 訪問介護員等の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設け、勤務体制の整備に努める。

- 一 採用時研修 採用後3か月以内
- 二 継続研修 年1回以上

2 利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得る。

3 本規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社ケアサポートjijいと事業所の管理者との協議に基づいて定める。

4 従業者へのハラスメントが発生した時は従業者の安全を第一に考え、状況を把握し必要に応じて介護支援専門員や地域包括支援センターに連絡する。発生した原因経過を調査し再発防止に取り組む。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者および事業者が記入捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

附則 この契約書は 平成30年12月1日 から施行する
令和元年5月1日 から一部改正
令和元年10月1日 から一部改正
令和2年2月1日 から一部改正
令和3年4月1日 から一部改正

令和3年6月1日 から一部改正
令和6年4月1日 から一部改正
令和6年5月16日 から一部改正
令和6年7月1日 から一部改正

年 月 日

指定居宅介護等のサービスの提供および利用の開始に際し、本書面に基づき契約書および重要事項の説明を行いました。

(事業所) 本郷ふふ 訪問介護事業所
(管理者) 渡邊 知里
(説明者) _____ (印)

本書面に基づいて事業者から指定訪問介護等のサービスの提供および利用についての契約書および重要事項の説明を受け、同意しました。

(利用者) 住所
氏名 (印)
(身元引受人) 住所
氏名 (印)

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

(代筆者) 住所
氏名 (続柄) (印)

(事業者) 岐阜県美濃加茂市本郷町4丁目9番15号
株式会社ケアサポート jijj
代表取締役 太田 弥生 (印)

(事業所) 岐阜県美濃加茂市本郷町4丁目8番26号
本郷ふら、訪問介護事業所
管理者 渡邊 知里 (印)
サービス提供責任者 植村 千恵 (印)

個人情報の使用に係る同意書

お客様、ご家族および身元保証人（以下「お客様等」といいます。）の個人情報について、「本郷ふふ」訪問介護事業所を利用するにあたり次に定める条件で、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1. 使用目的

- ①お客様等に関わる生活状況確認のため、該当する医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、自治体、その他社会福祉団体等との情報交換および連絡調整のため
- ②入居・退去等や緊急を要する時の連絡のため

2. 個人情報を使用するにあたって

- ①個人情報の提供は必要最小限にします。
- ②提供された個人情報は第三者に漏らしません。
- ③提供された個人情報は目的以外には使用しません。

3. 個人情報を使用する事業者

（事業者名） 株式会社ケアサポート jiji
代表取締役 太田 弥生
（所在地） 岐阜県美濃加茂市本郷町4丁目9番15号

4. 使用開始日

年 月 日

（利用者）住所 _____

氏名 _____ (印)

（身元引受人）住所 _____

氏名 _____ (印)